

○岩手県警察交通巡視員の勤務に関する訓令

昭和 45 年 11 月 16 日
警察本部 訓令第 15 号
岩手県警察本部長

訓令の概要

この訓令は、岩手県警察交通巡視員の勤務及び運用に関し、必要な事項を定めたもの。

- 勤務の種別及び活動
- 勤務時間の割り振り等
- 交通巡視員の運用
- 交通違反があった際の現場措置
- 交通事故を知った際の措置
- 交通巡視員の心得
- 応援派遣